

子供の学習権を保障する教科「自由研究」の研究

—1947年宮城県師範学校の実践から—

伊藤 歩

本研究は、教科・自由研究の成立、廃止過程と、宮城県師範学校男子部附属小学校自由研究部における自由研究の実践から、「学習権が保障された本来の学習の在り方」を明らかにすることを目的とする。

現在の学校教育では、学習指導要領が教育課程の基準として用いられている。学習指導要領は時代ごとに子どもたちに求められるであろう「資質能力」が教育内容として求められ、また、学習指導要領には法的拘束が是認されている。しかし、実際には時代に合わせた国家の求める国民形成のためのものになってはいないだろうか。

今の教育現場では学力を重視する傾向があり、実際に教育実習でも、点数で比べられる生徒の実態や、学ぶことへの意欲を失っている生徒の姿が見られた。私自身も中学生時代、授業の中でわからないと発言することに恐怖心を持っていた経験がある。

学習指導要領が重視する「学力」で評価される現代社会だが、「学力」だけが教育のすべてだとは考えがたい。物事を疑問に思うこと、興味をもつこと、賛成、反対だと思ふこと。何事もその人なりに考えられることこそが生きていく中で最も重要であると考え。考えることを常に肯定し、受け入れてくれる場所こそが「学校教育」のあるべき姿なのではないだろうか。

子どもの成長・発達において、自ら学ぶ姿勢は最も重要とされる。堀尾輝久（2019）では人間の本質について次のように述べている。「人間は人間的環境のもとで、学習を通して発達する」のであり、「学習とは本来、人間にとって基本的な探求活動そのものだといってよい」。これらのことから、自ら学びたい、知りたいと思うことに基づいた教育こそが、人間の本質、学習の本質に基づいた本来あるべき教育の在り方だと考える。

本研究では子ども一人一人が自発的精神に基づいて考え、その考えを共有できる、あるべき授業を、1947年に新設された教科「自由研究」とその実践の中に見出すことを試みる。